

国会

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

法律番号: 37/2009/QH12

ハノイ, 2009年6月19日

## 刑法の一部の条項を修正、補充する法律

決議番号 51/2004/QH10 に従い、一部若干の条項を修正、補充された 1992 年のベトナム社会主義共和国憲法をもとに、

国会は、番号 15/1999/QH11 刑法の一部の条項を修正、補充する法律を公布する。

### 第1条

刑法の一部の条項の修正、補充、削除する。

(1) 111 条, 139 条, 153 条, 180 条, 197 条, 221 条, 289 条及び 334 条<sup>1</sup>の法定刑としての死刑の廃止

111 条 3 項, 139 条 4 項, 153 条 4 項, 180 条 3 項, 197 条 4 項, 221 条 3 項, 289 条 4 項, 334 条 4 項における「20 年以上、終身刑又は死刑」の文言を「20 年以上、終身刑」に修正する<sup>2</sup>。

(2) 一部の条項の 1 項に規定する刑事責任を負うための指標となる最低額を以下のように修正する。

- a 137 条, 138 条, 139 条, 143 条, 278 条, 279 条, 280 条, 283 条, 289 条, 290 条, 291 条<sup>3</sup>の各 1 項における「50 万ドン」の文言を「200 万ドン」に修正する。
- b 140 条 1 項<sup>4</sup>における「100 万ドン」の文言を「400 万ドン」に修正し, 2 項d号における「以上」<sup>5</sup>の文言を削除する。
- c 141 条 1 項<sup>6</sup>における「500 万ドン」の文言を「1000 万ドン」に修正する。

<sup>1</sup> 111 条は強姦罪、139 条は詐欺による財産の奪取罪、153 条は密輸罪、180 条は偽造通貨等の製造等罪、197 条は麻薬物質の組織的不法使用罪、221 条は航空機・船舶の強取罪、289 条は贈賄罪、334 条は軍用火器・軍事技術手段の破壊罪。

<sup>2</sup> 現在法定刑として死刑が規定されている罪は、78 条（国家反逆罪）、79 条（人民政権倒壊罪）、80 条（スパイ罪）、82 条（反乱罪）、193 条 4 項（不法な麻薬物質の生成罪）、194 条 4 項（麻薬物質の不法ソア保管、運搬売買又は奪取罪）、278 条 4 項（財産横領罪）、279 条 4 項（収賄罪）、316 条 4 項（命令不服従の罪）、322 条 3 項（敵への降伏の罪）、341 条（平和を破壊する罪、侵略戦争を引き起こした罪）、342 条（人類に対するテロ犯罪）、343 条（戦争犯罪）である。

<sup>3</sup> 137 条は財産を公然奪取する罪、138 条は財産の窃盗罪、139 条は詐欺による財産の奪取罪、143 条は故意に財産を破壊・破損する罪、278 条は財産横領罪、283 条は利得圧迫罪（83 条）、テロ罪（84 条）、のために職務・権限を利用して他者に影響力を行使する罪、289 条は贈賄罪、290 条は賄賂の斡旋の罪、291 条は、職務・権限を有する者に対する影響力を利用した利益獲得の罪。

<sup>4</sup> 140 条は信用の濫用による財産の奪取罪。

<sup>5</sup> 改正前の 140 条 2 項d号を直訳すると「5000 万ドン以上から 2 億ドン未満の価値の財産を奪取した。」となっていた。起点を表し「～から」と訳される「tù」と「以上」と訳される「trên」の重複を解消するための改正と思われる。

<sup>6</sup> 141 条は財産の不法所持罪。

(3) 69 条 5 項は以下のように修正、補充された。

罪を犯した未成年者には無期懲役又は死刑の処罰はしない。

**罪を犯した未成年者に刑罰を適用する場合は、懲役を制限しなければならない。** 罪を犯した未成年者に対して有期懲役を適用する場合は、成年者が相当する罪を犯した場合に科する刑より軽い程度の刑を科する。

満 14 歳から 16 歳未満の罪を犯した未成年者に対しては罰金刑を適用しない。

罪を犯した未成年者に対しては補充の刑罰を適用しない。

(4) 84 条の名前は以下のように修正された。

「84 条 テロ罪」を「84 条 人民政権に反抗するテロ罪」に修正する。

(5) 119 条は以下のように修正、補充された。

119 条 人身<sup>7</sup>売買の罪

1. 人身売買を行った者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。  
2. 罪を犯し、下記の 1 つがあたる者は、5 年以上 20 年以下の懲役に処す。

- a) 売春目的
- b) 組織的
- c) 職業的性格
- d) 身体の一部を取り出す目的
- e) 国外への移送目的
- f) 多数人への売買
- g) 多数回の犯行

3. 罪を犯した者に対しては、さらに 500 万ドン以上 5000 万ドン以下の罰金、保護観察、1 年以上 5 年以下の居住禁止に処すことができる。

(6) 120 条 2 項は以下のように修正、補充された。

2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、5 年以上 20 年以下の懲役又は無期懲役に処す。

- a) 組織的
- b) 職業的性格
- c) 卑劣な目的
- d) **複数の子供に対する**
- e) **身体の一部を取り出す目的**
- f) 国外への移送目的
- g) 非人道的な目的での使用
- h) 売春目的での使用
- i) 危険な再犯

<sup>7</sup> 従前は、女性の売買のみが刑罰の対象となっていた。

j) 重大な結果の発生

(7) 160 条は以下のように修正、補充された。

1. 自然災害、伝染病の発生、戦時中、又は経済的な困難な状況において、物品の不足を利用し又は物品の不足を駆り立て、不正利得を得るために再販売する目的で大量の物品を購入した者は2000万ドン以上2億ドンの罰金又は6月以上5年以下の懲役に処す。

(8) 161 条は以下のように修正、補充された。

161 条 脱税罪

1. 1億ドン以上3億ドン未満の脱税を行った者、又は脱税額が1億ドン未満ではあるが過去に脱税行為について行政処罰を受け、若しくはこの罪又はこの法律の153条、154条、155条、156条、157条、158条、159条、160条、164条、193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条、238条に定められた罪について有罪判決を受けた者で、前科前歴の抹消を受けていないにもかかわらず再度違反した者は、脱税額の1倍以上5倍以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正刑に処す。
2. 3億ドン以上6億ドン未満の脱税を行い、又はこの罪を再度犯した者は、脱税額の1倍以上5倍以下の罰金又は6月以上3年以下の懲役に処す。
3. 6億ドン以上の脱税を行った場合、又は他の特に極めて重大な事件の場合には、2年以上7年以下の懲役に処する。
4. 脱税者に対しては、さらに、脱税額の1倍以上3倍以下の罰金を処すことができる。

(9) 164 条 a を以下のように補充する。

164 条 a 国家予算に納付される領収書、支払証明書の違法印刷、発行、売買の罪

1. 国家予算に納付される領主書、支払証明書を違法に印刷、発行、売買をした者、又はこの行為について行政処罰若しくはこの罪について有罪判決を受けた者で、前科前歴の抹消を受けていないにもかかわらず再度違反した者は、5000万ドン以上2億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処する。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 職業的性格
  - c) 職務権限濫用
  - d) 領収書、支払証明書が極めて多量又は特に極めて多量
  - e) 巨額の不正利益の取得
  - f) 危険な再犯
  - g) 重大な結果の発生
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の職業若しくは仕事に従事することを禁止することができる。

(10) 164 条 b を以下のように補充する。

164 条 b 国家予算の納付される領収書、支払証明書の保管、管理に関する規定違反の罪

1. 国家予算に納付される領収書、支払証明書の保管、管理の責任がある者で、国家予算に納付される領収書、支払証明書の保管、管理に関する規定に違反し、重大な結果を生じさせた者、又はこの行為について行政処罰又は懲戒処分若しくはこの罪について有罪判決を受けた者で、前科前歴の抹消を受けていないにもかかわらず再度違反した者は、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は3月以上2年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

- a) 組織的
- b) 多数回の犯行
- c) 重大又は特に極めて重大な結果の発生<sup>8</sup>

3. 罪を犯した者に対しては、さらに、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(11) 170 条 a を以下のように補充する。

170 条 a 著作権及びこれに関連する権利侵害の罪

1. 著作権及びこれに関連する権利の主体から許可を得ず以下の一行為をし、商業規格としてベトナムにおいて保護される著作権又はこれに関連する権利を侵害した者は、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正刑に処す。
  - a) 作品の複製、録音、録画
  - b) 作品の複製、録音、録画の頒布
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、4億ドン以上10億ドン以下の罰金又は6月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 多数回の犯行
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、2000万ドン以上2億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の職業若しくは仕事に従事することを禁止することができる。

(12) 171 条は以下のように修正、補充された。

171 条 工業所有権侵害の罪

1. 商業規格としてベトナムにおいて保護される商標、原産地表示に関する工業所有権を故意に侵害した者は、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、4億ドン以上10億ドン以下の罰金又は6月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 多数回の犯行
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、2000万ドン以上2億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の職業若しくは仕事に従事することを禁止することができる。

(13) 174 条は以下のように修正、補充された。

174 条 土地管理に関する規定違反の罪

1. 職務又は権限を利用又は濫用して、法律に違反して土地の割当、回収、賃貸、使用権の移転、土地使用目的の変更の各許可を行い、以下のいずれかにあたる者は、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) この行為により懲戒処分を受けた後の再度の違反
  - b) 土地面積が広大、土地価格が高額
  - c) 重大な結果の発生
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 土地面積が極めて広大、土地価格が極めて高額
  - c) 極めて重大な結果の発生
3. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
  - a) 土地面積が特に極めて広大、土地価格が特に極めて

<sup>8</sup> 「重大」の次の段階は、「極めて重大」であるが、ここではさらに上の段階の「特に極めて重大」の語が用いられている。

**高額**

**b) 特に極めて重大な結果の発生**

4. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(14) 181条 a を以下のように補充する。

181条 a 証券活動における故意による誤った情報の公表又は事実の隠匿の罪

1. 証券の売買の申込み、掲示、契約、販売活動、証券市場の組織、証券の登録、保管、精算、支払に関連する誤った情報を公表し、又は事実を隠匿して、重大な結果を発生させた者は、1億ドン以上5億ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は6月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 多額の不正な利益を取得
  - c) 極めて重大又は特に極めて重大な結果の発生
  - d) 危険な再犯
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(15) 181条 b を以下のように補充する。

181条 b 証券売買のための内部情報の使用の罪

1. 未だ公表されていない公共会社又は公共基金に関連する情報で、もしこれを公表されれば、その公共会社又は公共基金の証券の価格に大きな影響を与える情報を知った者が、この情報を漏洩、を利用して証券の売買又は証券の売買のために他人に対してこの情報の提供若しくはその情報に基づく助言をし、多額の不正の利益を取得した<sup>9</sup>者は、1億ドン以上5億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 極めて又は特に極めて多額の不正な利益を取得
  - c) 重大な結果の発生
  - d) 危険な再犯
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(16) 181条 c を以下のように補充する。

181条 c 証券価格の操作の罪

1. 証券価格を操作する以下の各行為を行い重大な結果を生じさせた者は、1億ドン以上5億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 虚偽の取引の需要と供給を作り出すために、証券売買することを通謀すること。
  - b) 通謀形式で証券契約をし、又は、他人に対して連続売買を誘引すること。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 多額の不正な利益を取得
  - c) 極めて重大又は特に極めて重大な結果の発生

<sup>9</sup> 「多額の不正の利益を取得した」を意味する言葉は越語原文ではなく英訳から補足した。

**d) 危険な再犯**

3. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(17) 182条は以下のように修正、補充された。

182条 環境<sup>10</sup>汚染を引き起こす罪

1. 空気、水源、土壤に、環境汚染を引き起こす物質を排出し、重大な程度に関する国家技術の排出制限を超える放射性物質、放射能を放出し、環境汚染を引き起こし、又はその他の重大な結果を生じさせた者は、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 特に極めて重大な環境汚染又は極めて重大若しくは特に極めて重大な結果の発生
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(18) 182条 a を以下のように補充する。

182条 a 有害物質の排出管理規定違反の罪

1. 有害物質の排出管理に関する規定に違反して、重大な環境汚染を引き起こし又はその他の重大な結果を生じさせた者で、この法律の182条に規定に該当しない場合は、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 極めて重大な結果の発生
  - c) 危険な再犯
3. 罪を犯し特に極めて重大な結果を発生させた者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(19) 182条 b を以下のように補充する。

182条 b 環境事故防止に関する規定違反の罪

1. 環境事故防止に関する規定に違反して環境事故を発生させ、又は環境事故対応に関する規定に違反し重大な環境汚染を生じさせ若しくはその他の重大な結果を生じさせた者は、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な結果を生じさせた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な結果を生じさせた者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(20) 185条は以下のように修正、補充された。

185条 ベトナム領土への排出物持込の罪

1. 工芸、機械、設備、廃品、化学物質、合成製品の輸入そ

<sup>10</sup> 「大気」から「環境」に修正された。

- の他の手段を利用して、有害排出物又は多量にその他の排出物をベトナム領土に持ち込み、又は重大な結果を生じさせた者は、2億ドン以上10億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 組織的
  - 有害排出物その他の排出物が多量又はその他の排出物が極めて多量
  - 極めて重大な結果の発生
3. 罪を犯し特に極めて重大な結果を発生させた者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者に対しては、さらに、1億ドン以上5億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(21) 190条は以下のように修正、補充された。

- 190条 絶滅危惧種、稀少種、優先保護指定種とされている動物の保護に関する規定の違反の罪
- 違法に絶滅危惧種、希少種、優先保護指定種とされるいる動物を狩猟、捕獲、殺害、運搬、飼育、拘束、売買し又は、その種の動物の個体の一部又は製品を運搬、売買した者は、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
  - 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
    - 組織的
    - 職務、権限の濫用
    - 禁止されている捕獲、狩猟の道具、手段の使用
    - 禁止区域又は禁止時間中の狩猟、捕獲
    - 極めて又は特に極めて重大な結果の発生
  - 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(22) 191条は以下のように修正、補充された。

- 191条 天然保存区管理に関する規定違反の罪
- 天然保存区管理に関する規定に違反して重大な結果を生じさせた者は、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
  - 罪を犯して厳格な保護区部分に対して重大な結果を生じさせた者は、2年から5年以下の懲役に処す。
  - 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
    - 組織的
    - 禁止されている道具、措置の使用
    - 禁止区域又は禁止時間中の狩猟、捕獲
    - 厳格な保護区部分に対する極めて又は特に極めて重大な結果の発生
  - 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(23) 191条aを以下のように補充する。

- 191条a 有害外来種の輸入、放出の罪
- 故意に有害外来種を輸入又は放出して、重大な結果を生じさせた者は、5000万ドン以上5億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上5年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- 組織的
  - 極めて又は特に極めて重大な結果の発生
  - 危険な再犯
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。
- (24) 202条2項b号は以下のように修正、補充された。
- 血中又は呼気中のアルコール濃度が規定の基準を超えて酒、ビールを摂取した状況、又は法律により使用が禁止されたその他の強力な刺激物を摂取した状況
- (25) 224条は以下のように修正、補充された。
- 224条 コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置の動作に害を生じさせる性質のあるウイルス、プログラム信号の放出の罪
- 故意にコンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置の動作に害を生じさせる性質のあるウイルス、プログラム信号を放出して、重大な結果を生じさせた者は、2000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
  - 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
    - 組織的
    - 極めて重大な結果の発生
    - 危険な再犯
  - 罪を犯し以下のいずれかの場合にあたる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
    - 国家機密に属するデータシステム又は安寧、国防業務の情報システムに対する場合
    - 国家情報データインフラ、国家配電システム、財政、銀行情報システム、交通管制システムに対する場合
    - 特に極めて重大な結果の発生
  - 罪を犯した者に対しては、さらに、500万ドン以上5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。
- (26) 225条は以下のように修正、補充された。
- 225条 コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置の動作を妨害、混乱させる罪
- 以下の各行為をして重大な結果を生じさせた者で、この法律の224条、226条aの規定に該当しない場合は、2000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
    - デジタル装置のソフトウェア、データの無許可の消去、加害又は変更
    - コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置のデータ送信の違法阻止
    - コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置の動作を妨害し、混乱させるその他の行為
  - 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
    - 組織的
    - コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネットの管理権限の濫用
    - 極めて重大な結果の発生
  - 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、5年以上

12年以下の懲役に処す。

- a) 国家機密に属するデータシステム又は安寧、国防業務の情報システムに対する場合
  - b) 国家情報データインフラ、国家配電システム、財政、銀行情報システム、交通管制システムに対する場合
  - c) 特に極めて重大な結果の発生
4. 罪を犯した者に対しては、さらに、500万以上5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(27) 226条は以下のように修正、補充された。

226条 コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット上の情報のアップロード、使用の罪

1. 以下の各行為をして、機関、組織、個人の利益を侵害し、又は社会の秩序安全を侵害し、重大な結果を生じさせた者は、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット上の情報のアップロードが法律に違反するが、この法律の88条、253条に該当しない場合
  - b) コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット上の機関、組織、個人の正当な私的な情報を売買、交換、贈与、修正、変更、公開し、その情報の所有者の許可を得ていない場合
  - c) コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット上の情報を違法に使用するその他の行為
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネットの管理権限の濫用
  - c) 1億ドン以上の不正利益の取得
  - d) 極めて又は特に極めて重大な結果の発生
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、2000万以上2億ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(28) 226条aを以下のように補充する。

226条a 他人のコンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置に対する不正アクセスの罪

1. 他人の管理権又その他の方式を使い故意に警告、アクセスコード、ファイアフォールを抜けて、他人のコンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置に不正にアクセスして正当な情報管理権の下にある情報を取得し、又は、他人の正当な情報管理権デジタル装置の作動機能に対して干渉を加え、若しくはデータの無断引出し、修正、破壊、偽造又はサービスの不正使用をした者は、2000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 職務、権限の濫用
  - c) 多額の不正利益の取得
  - d) 重大な結果の発生
  - d) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
  - a) 国家機密に属するデータシステム又は安寧、国防業務の情報システムに対する場合
  - b) 国家情報データインフラ、国家配電システム、財政、

銀行情報システム、交通管制システムに対する場合

- c) 極めて又は特に極めて多額の不正利益の取得
  - d) 極めて又は特に極めて重大な結果の発生
4. 罪を犯した者に対しては、さらに、500万以上5000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(29) 226条bを以下のように補充する。

226条b コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置を使用して財産を取得する罪

1. コンピュータ回線、ケーブル回線、インターネット、デジタル装置を使用して以下の各行為をした者は、1000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 所持者の財産の取得又は商品若しくはサービスの支払を目的とした機関、組織、個人の銀行口座、銀行カードに関する情報使用又は銀行カードの偽造
  - b) 財産の取得を目的とした機関、組織、個人の口座への不正アクセス
  - c) 機関、組織、個人の財産の取得を目的とした電子取引、オンライン上の通貨売買、信用資本の動員、株式売買及び支払における詐欺
  - d) 機関、組織、個人の財産の取得を目的としたその他の行為
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 多数回の犯行
  - c) 職業的性格
  - d) 5000万ドン以上2億ドン未満の価値のある財産の取得
  - d) 重大な結果の発生
  - e) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、7年以上15年の懲役に処す。
  - a) 2億ドン以上5億ドン未満の価値のある財産の取得
  - b) 極めて重大な結果の発生
4. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、12年以上20年以上的懲役又は終身刑に処す。
  - a) 5億ドン以上の価値のある財産の取得
  - b) 特に極めて重大な結果の発生
5. 罪を犯した者に対しては、さらに、500万ドン以上1億ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収、1年以上5年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の仕事に従事することを禁止することができる。

(30) 230条aを以下のように補充する。

230条a テロの罪<sup>11</sup>

1. 大衆を恐怖に陥れる目的で、他人の生命を侵害し又は機関、組織、個人の財産を破壊した者は、15年以上20年以下の懲役、終身刑又は死刑に処す。
2. 身体、健康の自由を侵害し又は機関、組織、個人の財産を奪取若しくは破壊した者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
3. 本条1項に規定する各行為をする旨の脅迫又はその他の心理的威嚇行為をした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者に対しては、さらに、保護観察、1年以上5年以下の居住禁止、財産の一部又は全部の没収を科すことできる。

<sup>11</sup> 改正前の84条と犯罪名は同一であるが内容は異なる。

(31) 230 条 b を以下のように補充する。

230 条 b テロ支援の罪

1. 形式の如何を問わずテロを行う機関、組織、個人に対して資金、財産を動員、援助した者は、5 年以上 10 年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者に対しては、さらに、保護観察、1 年以上 5 年以下の居住禁止、財産の一部又は全部の没収を科すことができる。

(32) 248 条は以下のように修正、補充された。

248 条 賭博の罪

1. 形式の如何を問わず200 万ドン以上 5000 万ドン未満の金銭及び価値の現物を賭けて違法に賭博を行い、又はこの罪について有罪判決若しくはこの法律の 249 条に規定する罪について有罪判決を受けた者で、前科の抹消を受けていないにもかかわらず再度違反した者は、500 万ドン以上 5000 万ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正刑又は3 月以上 3 年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
  - a) 職業的性格
  - b) 賭けた金銭又は現物の価値が5000 万ドン以上
  - c) 危険な再犯
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、300 万ドン以上 3000 万ドン以下の罰金を科すことができる。

(33) 249 条 1 項は以下のように修正、補充された。

1. 大規模に賭博を実施し若しくは賭博場を開設した者、又は本条若しくはこの法律の 248 条に規定する行為について行政処罰若しくはこの罪について有罪判決を受けた者で、前科前歴の抹消を受けていないにもかかわらず再度違反した者は、1000 万ドン以上 3 億ドン以下の罰金又は 1 年以上 5 年以下の懲役に処する。

(34) 251 条は以下のように修正、補充された。

251 条 資金洗浄の罪

1. 以下の各行為をした者は、1 年以上 5 年以下の懲役に処す。
  - a) 犯罪により取得したことを明確に知りながらその資金、財産の違法な出所を隠匿する目的で、直接又は間接に財政・銀行取引、その他の資金、財産に関連する取引に参加した。
  - b) 営業活動又はその他の活動を行う過程で犯した罪により取得したことを明確に知りながら、その資金、財産を使用した。
  - c) 犯罪により取得したことを明確に知りながらその資金、財産の出所、真の性質、場所、その所有権の移転過程についての情報を隠匿し、又はその情報の確証を阻止した。
  - d) 犯罪により取得した資金、財産を移転、移動、転換することによって得られた資金、財産であることを明確に知りながら、本項a, b, c号の規定の各行為をした。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、3 年以上 10 年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 職務権限の濫用
  - c) 複数罪の実行又は多数回の犯行
  - d) 職業的性格
  - d) 精密、巧妙な手段の使用
  - e) 伴った資金、財産が高額
  - g) 多額の不正利益の取得
  - h) 重大な結果の発生
  - i) 危険な再犯

3. 罪を犯し下記のいずれかの場合にあたる者は、8 年以上 15 年以下の懲役に処す。

- a) 伴った資金、財産が極めて高額又は特別に高額
- b) 極めて高額又は特に極めて高額の不正利益の取得
- c) 極めて重大又は特に極めて重大な結果の発生

4. 罪を犯した者に対しては、さらに、財産の一部又は全部の没収、価値の 3 倍以下の罰金、1 年以上 5 年以下の期間、一定の職務を担当することを禁止し、又は一定の職業若しくは仕事に従事することを禁止することができる

(35) 274 条は以下のように修正された。

274 条 不法出入国の罪、ベトナムにおける不法残留の罪<sup>12</sup>

不法に出国、入国し、又はベトナムに残留し、その行為について行政処罰を受けたにもかかわらずなおも違反した者は、500 万ドンから 5000 万ドンの罰金又は 3 月以上 2 年以下の懲役に処す。

(36) 131 条、183 条、184 条及び 199 条を削除する。

第 2 条

313 条 1 項における一部の文言を以下のように修正、補充する。

- (1) 「第 119 条 2 項（女性売買罪）」の文言を「第 119 条 2 項（人身売買罪）」に修正する。
- (2) 「第 230 条 a（テロの罪）」の文言を「第 230 条（軍事技術手段及び軍用武器の不法な製造、備蓄、運送、使用、売買の罪）」の文言の後に補充する。

第 3 条

- (1) この法律は 2010 年 1 月 1 日から施行の効力を生じる。
- (2) 政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、自己の任務権限において、本法の施行を指導する。

この法律は、2009 年 6 月 19 日にベトナム社会主義共和国第 12 会期、第 5 会議において承認された。

国会議長  
(署名)

グエン・フー・チョン

<sup>12</sup> 改正前は海外での不法残留も構成要件に含まれていた。